

就労確約書

私立認定こども園等預かり保育料にかかる保護者補助金（満3歳児 課税世帯 第2子以降）申請用

※園児情報記入欄（必須）

園児氏名 (年 月 日生) 施設名 在園

私は、私立認定こども園等預かり保育料にかかる保護者補助金（満3歳児 課税世帯 第2子以降）を申込むにあたり、申込み日現在で、求職活動中（または、求職活動開始予定）のため下記のとおり確約いたします。

記

早期の就労努力をし、就労後は必ず基準（月48時間以上の就労）を満たす勤務証明書を提出いたします。また、現在の求職活動状況を次のとおり申し立ていたします。

あてはまる□にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 公共職業安定所（ハローワーク）に通っている	(週		回程度)		
(面接済		社、	面接予定		社)

<input type="checkbox"/> 公共職業安定所（ハローワーク）以外の就職支援サービスを受けている。
※登録機関名称 ()

<input type="checkbox"/> 会社説明会に参加し、採用試験を受けている。					
(会社説明会		回、	面接		回)

※求職活動の内容としては客観的に求職活動であることが確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられる内容が必要です。そのため、求人情報・新聞・ホームページでの求人情報の閲覧やメール・電話による紹介依頼は含まれません。

世田谷区長 あて		記入日	年 月 日
住所			
氏名			印
電話番号			

【備考】

- ・求職活動中（または活動予定）の方の補助対象期間は事由発生日から3か月間です。
補助対象期間終了後、引き続き求職要件での補助を希望する場合は、「就労確約書」に併せて「求職活動状況報告書」の提出が必要です。
- ・補助期間終了後に求職要件から就労等他の要件になる場合は、各要件の必要書類を添えた申込を行ってください。
- ・本証明書は私立認定こども園等預かり保育料にかかる保護者補助金（満3歳児 課税世帯 第2子以降）申請のためのものとなります。「施設等利用給付認定」「教育・保育給付認定」取得用の書類として兼ねることはできませんので、ご注意ください。

世田谷区 保育課 教育・保育給付担当 電話03-5432-2322